

子どもの生活に関するアンケート 調査結果報告書

概要版

本市の子育て世帯の生活や経済的な状況が、子どもとその家族の生活にどのように影響しているのかを調査・分析し、子どもたちが生まれ育った環境に左右されることなく、自分の可能性を追い求めることができるよう、さまざまな施策を検討するための基礎資料とすることを目的として、アンケート調査を実施しました。

1 調査概要と分析の視点

(1) 調査方法

加古川市の市立小中学校に通う子どもとその保護者を対象としたアンケート調査を、学校を通じて配布・回収しました。

(2) 調査期間 平成29年10月10日から平成29年10月25日まで

(3) 配布・回収状況

	配布数	回収数	有効回収数	有効回収率
小学1年生調査	保護者：1,127	保護者：1,053	保護者：1,047	92.9%
小学5年生調査	子ども：1,081 保護者：1,081 計：2,162	子ども：1,005 保護者：1,005 計：2,010	子ども：983 保護者：983 計：1,966	90.9%
中学2年生調査	子ども：1,106 保護者：1,106 計：2,212	子ども：1,004 保護者：1,004 計：2,008	子ども：981 保護者：981 計：1,962	88.7%
合計	子ども：2,187 保護者：3,314 計：5,501	子ども：2,009 保護者：3,062 計：5,071	子ども：1,964 保護者：3,011 計：4,975	子ども：89.8% 保護者：90.9% 計：90.4%

(4) 分析の視点

①相対的貧困世帯

等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した、世帯員一人あたりの可処分所得）の中央値の半分＝122万円を貧困線とする国の平成28年国民生活基礎調査の定義に基づき、この貧困線を基に算定した世帯収入を下回る世帯を「相対的貧困世帯」、それ以外の世帯を「非相対的貧困世帯」と定義し、アンケート項目毎にそれぞれの世帯の比較・分析を行いました。

※可処分所得とは 給与などの収入から支払い義務のある税金や社会保険料などを除いた残りの手取り収入

■学年別にみた相対的貧困世帯の件数と割合

調査区分	有効世帯数	相対的貧困世帯		非相対的貧困世帯	
		件	%	件	%
小学1年生	972	87	9.0	885	91.0
小学5年生	894	79	8.8	815	91.2
中学2年生	898	107	11.9	791	88.1
全体	2,764	273	9.9	2,491	90.1

②ひとり親世帯

ひとり親世帯については、平成28年国民生活基礎調査において、相対的貧困率が50.8%と半数を超えているなど、経済的に厳しい状況にあることが知られています。また、経済的な支援の必要性だけでなく、ひとり親世帯に特有の、暮らしや教育に関する課題があることも考えられます。そこで本調査では、相対的貧困世帯、非相対的貧困世帯に加えて、ひとり親世帯についても相対的貧困世帯、非相対的貧困世帯に区分し集計した結果を示しています。

世帯区分	有効世帯数	相対的貧困世帯		非相対的貧困世帯	
		件	%	件	%
小学1年生	103	41	39.8	62	60.2
小学5年生	110	49	44.5	61	55.5
中学2年生	129	69	53.5	60	46.5
合計	342	159	46.5	183	53.5

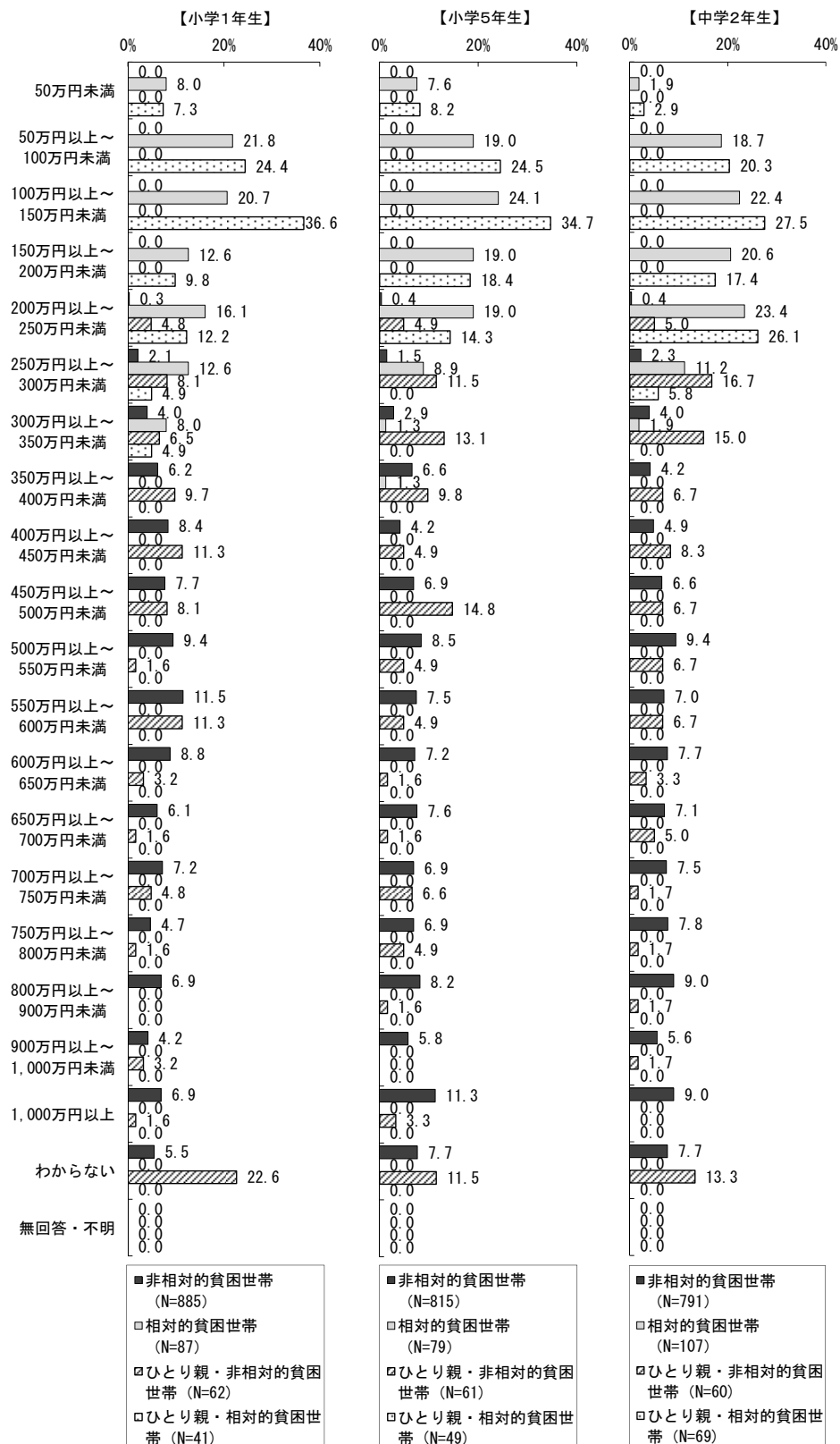
※国が実施する国民生活基礎調査の「子どもの相対的貧困率」と本調査の「相対的貧困世帯の割合」は、調査方法が異なるため単純な比較はできません。

○概要版では各質問に対するすべての学年の結果を示すことが紙面の都合上困難であるため、代表的な結果が示されたグラフのみを掲載しています。詳しい結果については、加古川市子どもの生活に関するアンケート調査結果報告書の本編をご覧ください。

○「6現状と課題」の（ ）内のページは、加古川市子どもの生活に関するアンケート調査結果報告書の本編の関係箇所を表します。

2 世帯の年収

相対的貧困世帯では50万円～250万円の層が多く、非相対的貧困世帯では500万円台の回答が多くなっています。



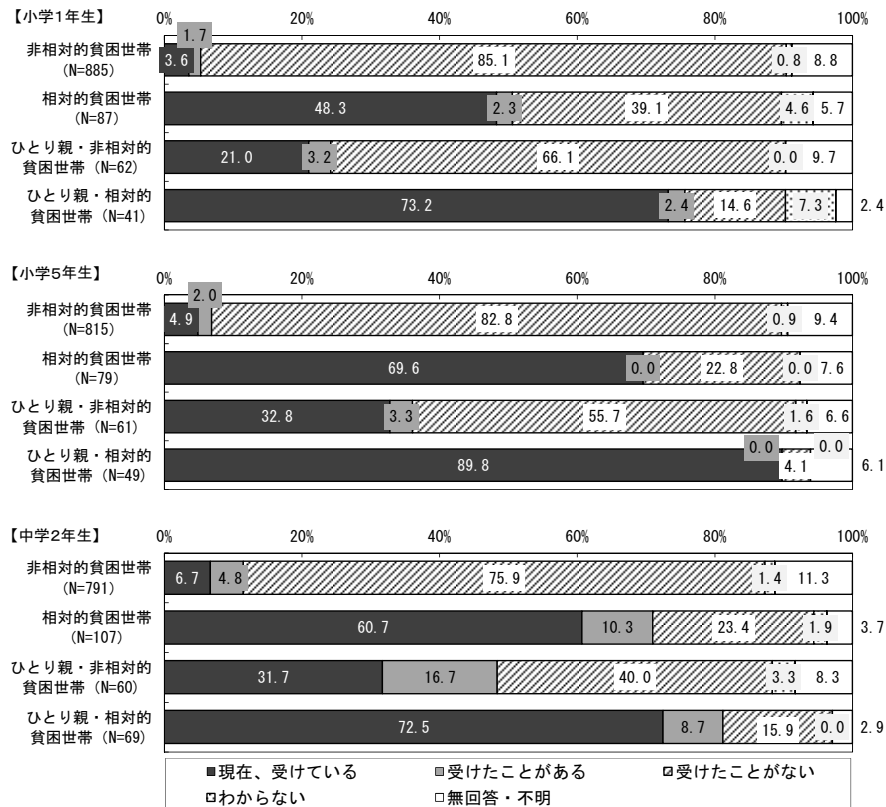
○図表中の「N (number of case)」は、集計対象者総数を表しています（以下同様）

3 保護者調査の主な結果

(1) 過去1年間に受けたことのある手当てや援助

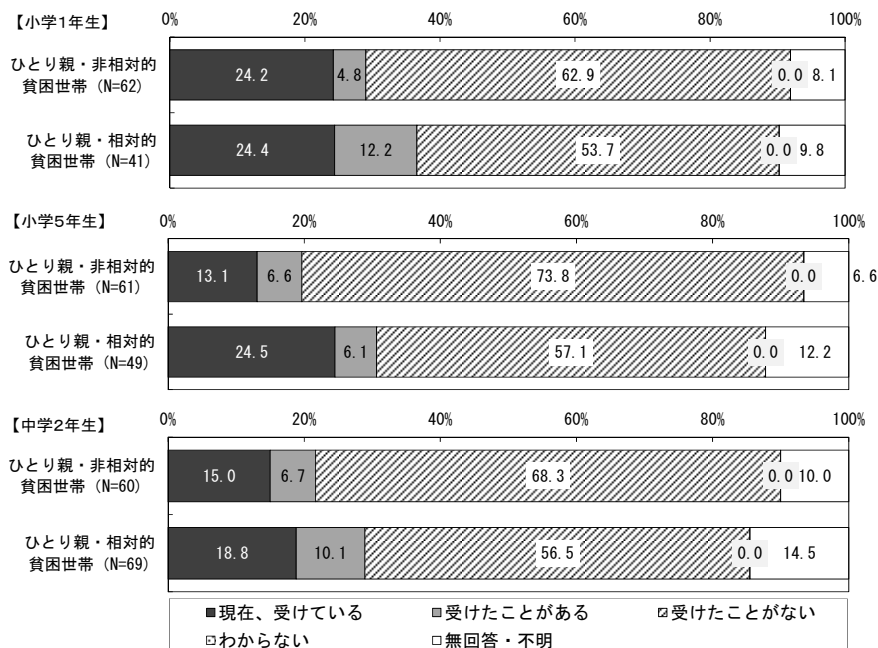
①就学援助 ※給食費や学用品などの費用の一部を援助する制度

相対的貧困世帯では、小学1年生で約4割、小学5年生、中学2年生で約2割が「受けたことがない」と回答しています。



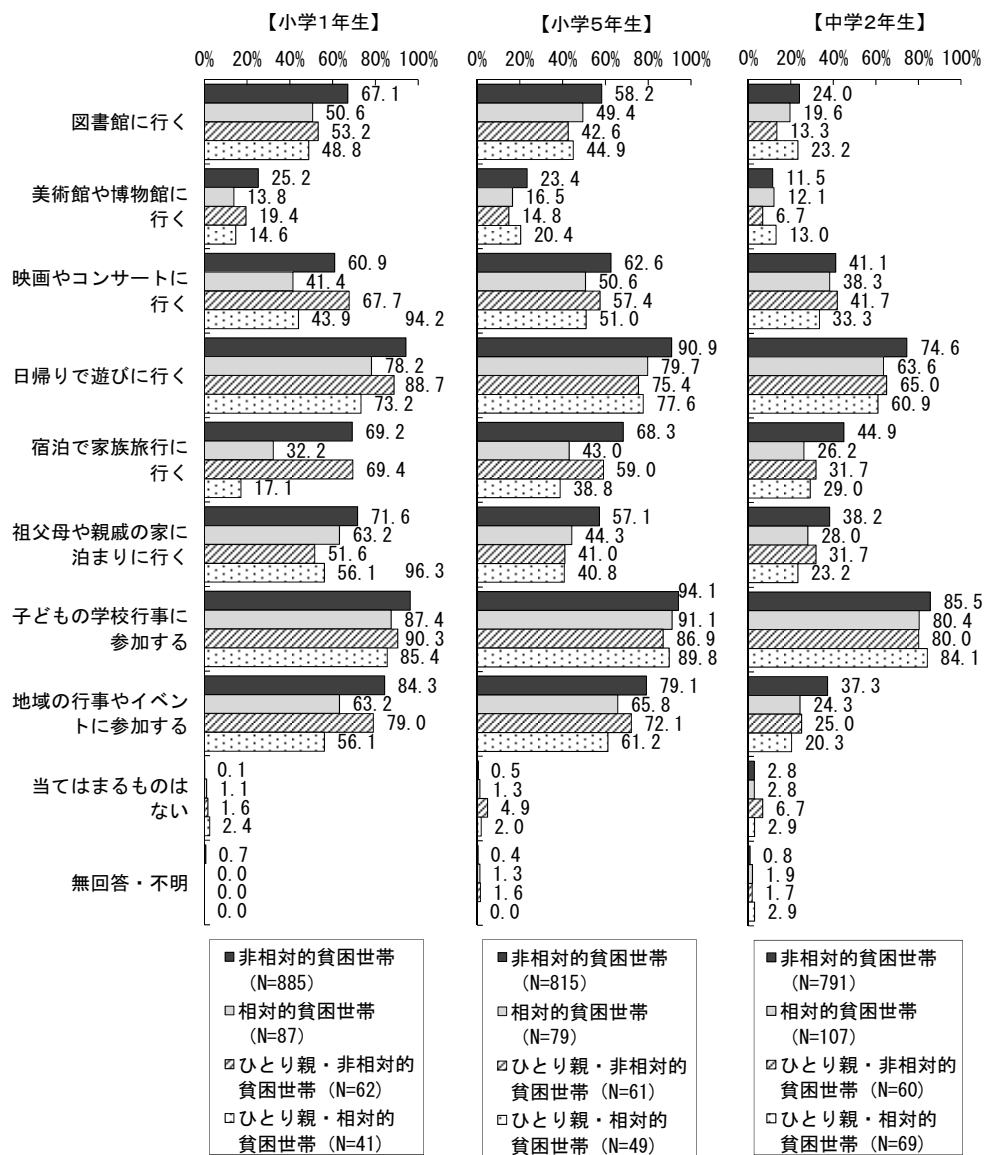
②離婚後の養育費

ひとり親世帯の約5～7割は「受けたことがない」と回答しています。



(2) 過去1年間の子どもの文化的な活動

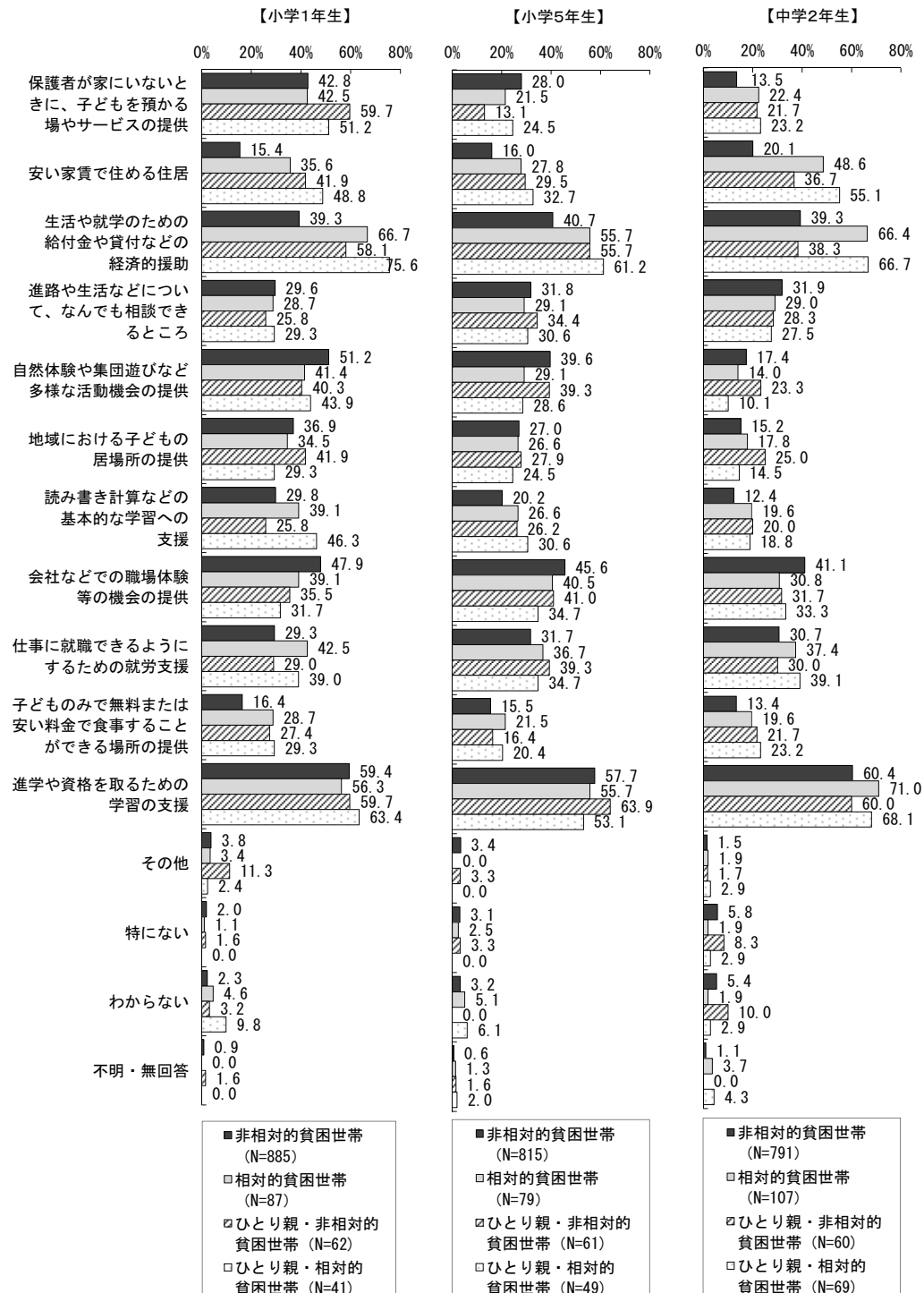
ほとんど項目で、非相対的貧困世帯より相対的貧困世帯の回答が少なくなっています。ひとり親世帯についても、全体より回答がやや少ない傾向にあります。



(3) 子どものために希望する支援

非相対的貧困世帯と比較して、相対的貧困世帯、ひとり親世帯では、「安い家賃で住める住居」「生活や就学のための給付金や貸付などの経済的援助」「読み書き計算などの基本的な学習への支援」「子どものみで無料または安い料金で食事することができる場所の提供」などが多くなっています。

一方で、「自然体験や集団遊びなど多様な活動機会の提供」「会社などでの職場体験等の機会の提供」については、非相対的貧困世帯の方がやや多くなっています。

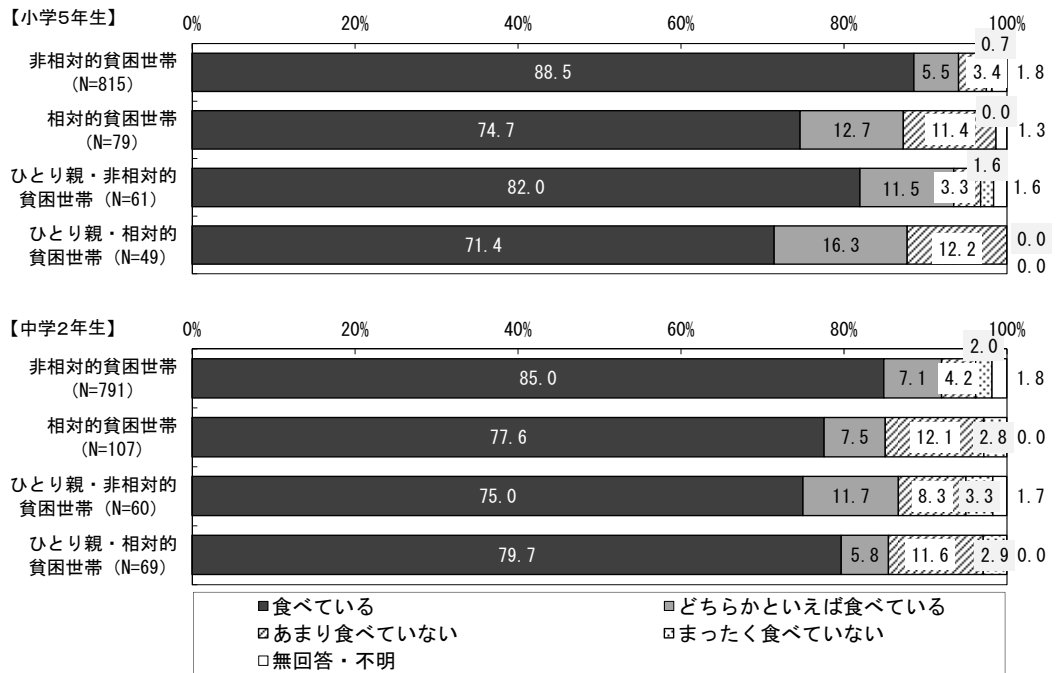


4 児童生徒調査の主な結果

(1) 生活習慣

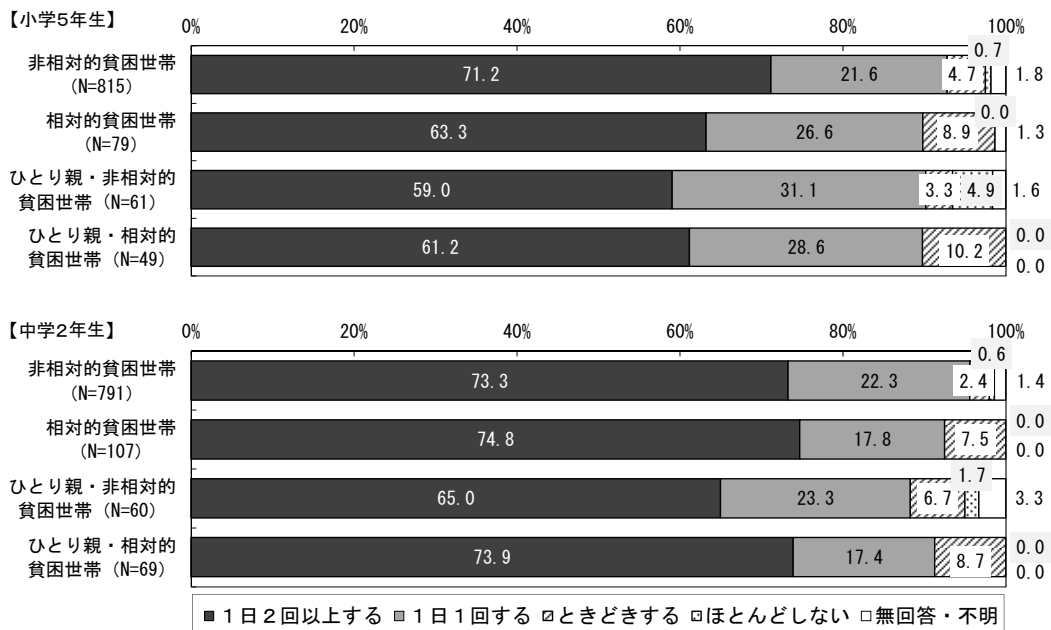
①朝食

非相対的貧困世帯と比較して、相対的貧困世帯では「食べている」がやや少なくなっています。ひとり親世帯については、中学2年生では非相対的貧困世帯であっても、全体と比べて「食べている」が少なくなっています。



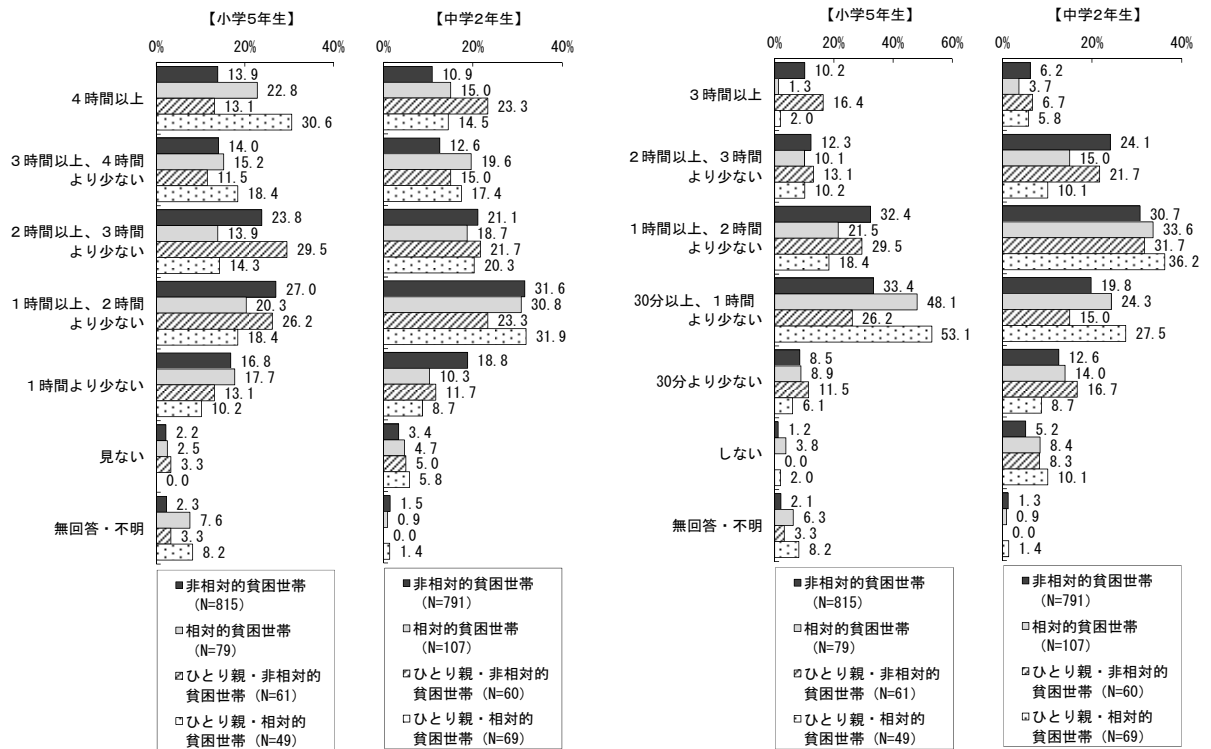
②歯磨き

小学5年生では、非相対的貧困世帯と比較して、相対的貧困世帯、ひとり親世帯で「1日2回以上する」がやや少なく、「1日1回する」「ときどきする」が多くなっています。



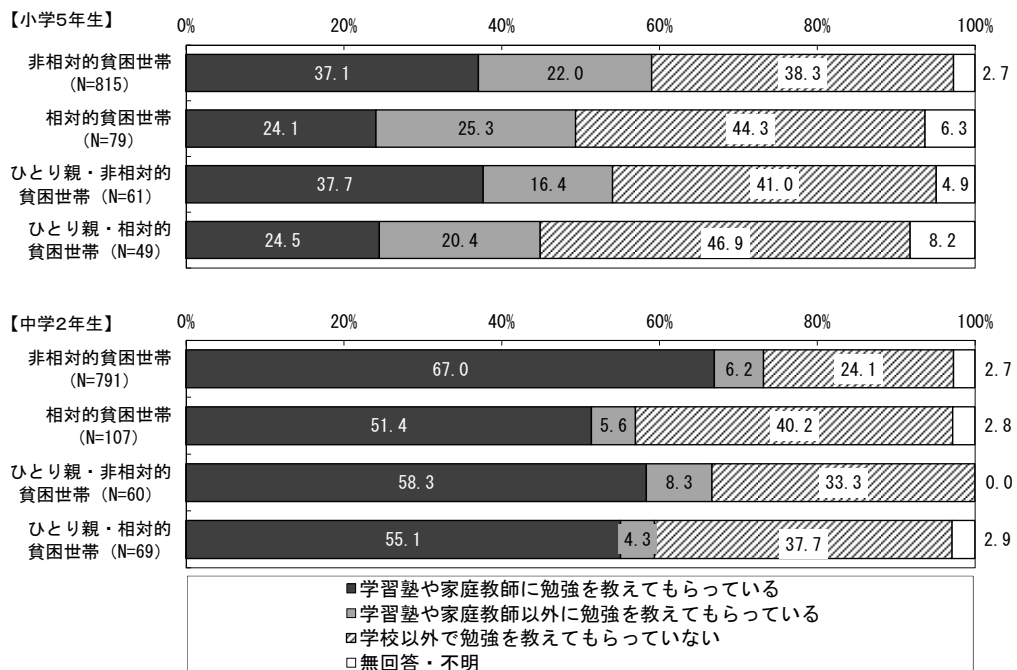
(2) テレビ・DVDを見る時間（左グラフ）、勉強をする時間（右グラフ）

非相対的貧困世帯と比較して、相対的貧困世帯やひとり親世帯では、テレビ・DVDを見る時間が長く、勉強する時間が短い傾向にあります。



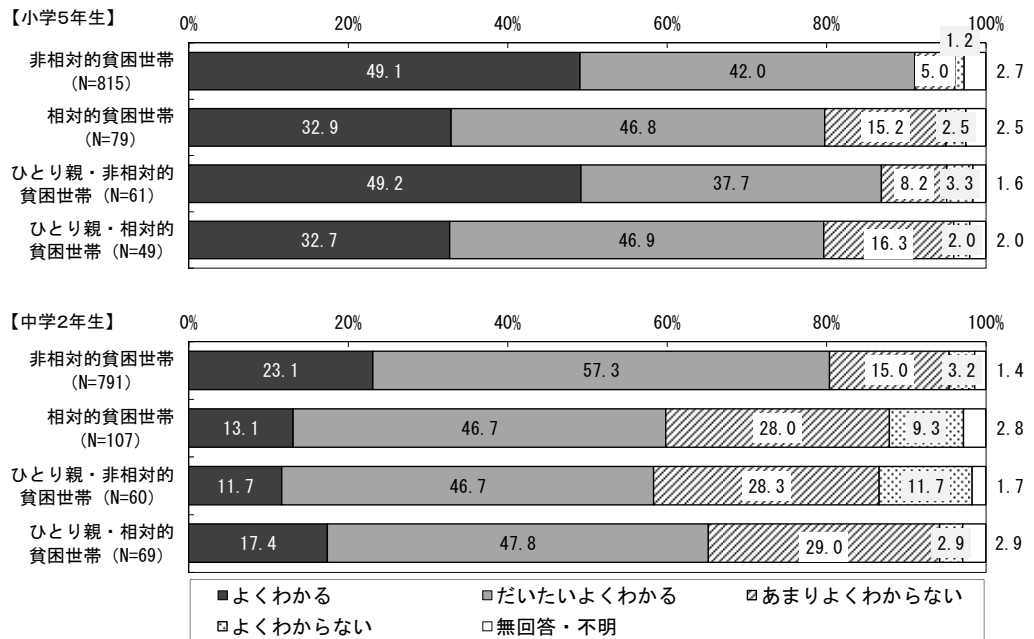
(3) 学習塾・家庭教師

非相対的貧困世帯と比較して、相対的貧困世帯では「学習塾や家庭教師に勉強を教えてもらっている」が少なくなっています。



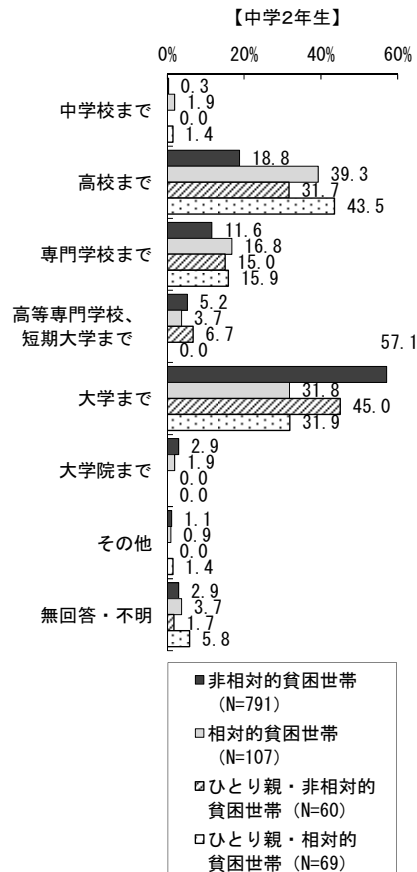
(4) 授業の理解度

非相対的貧困世帯と比較して、相対的貧困世帯では「よくわかる」または「だいたいよくわかる」が少なくなっています。



(5) 進学希望

非相対的貧困世帯と比較して、相対的貧困世帯、ひとり親世帯では、「大学まで」が少なく、「高校まで」が多くなっています。また、「専門学校まで」もやや多くなっています。

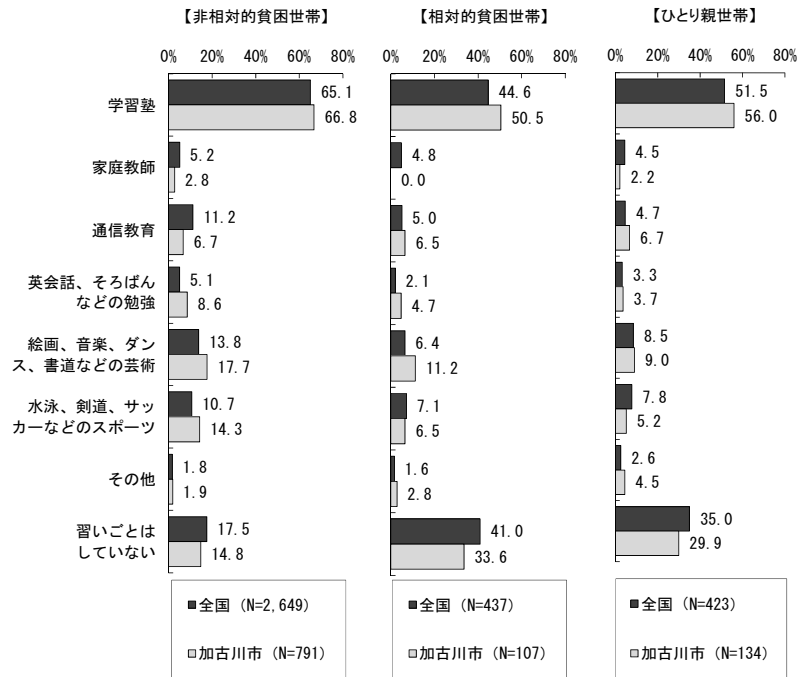


5 全国との比較

平成23年に内閣府が実施した「親と子の生活意識に関する調査」（以下、「全国調査」）との比較を行いました。全国調査の対象は中学3年生とその保護者で、本調査の中学2年生とその保護者の回答と比較しているため、結果の解釈にあたっては留意する必要があります。

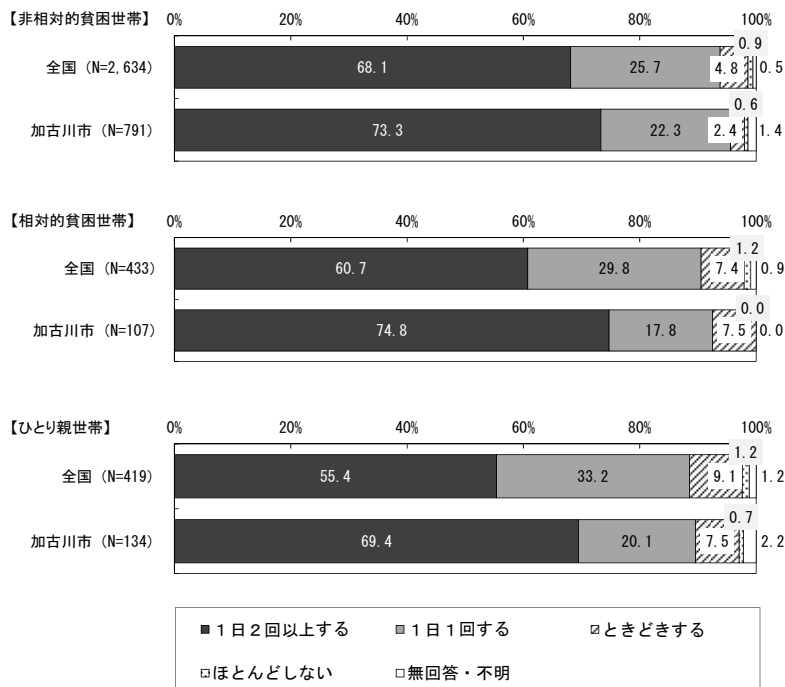
(1) 習いごと

「学習塾」は、相対的貧困世帯、ひとり親世帯ではやや本市の方が回答が多く、「習いごとはしていない」は、全国調査よりやや少なくなっています。



(2) 歯磨きの習慣

本市では、全国調査と比較して世帯の状況による差が小さく、いずれの世帯も「1日2回以上」の割合が全国調査を上回っています。



6 現状と検討課題

○「6 現状と課題」の（ ）内のページは、加古川市子どもの生活に関するアンケート調査結果報告書の本編の関係箇所を表します。

(1) 経済的な支援

○相対的貧困世帯では、保護者が望む経済的支援のなかでも住居探しや住居の費用軽減への支援が、非相対的貧困世帯と比較して高い割合を示しています。

○相対的貧困世帯のうち、就学援助を受けたことがない世帯、医療費の支払い不安で医療機関の受診が困難な世帯が多く、経済的な支援が必要な世帯に十分にいきわたっていない可能性があります（P40、41）。

検討課題

○住まいの確保の支援

○経済的支援に関する既存の制度の周知の徹底、手続きの簡素化、利用支援

(2) 保護者への支援

○相対的貧困世帯、ひとり親世帯では、支援を受けられる人間関係がやや乏しいことが示されています（P11～13）。

○就労面では、生活の稼ぎ手が母親である世帯の多くが非正規雇用であるために、相対的貧困につながっていることが示されています（P23）。

○ひとり親世帯の約6割が、離婚後の養育費を受けたことがないと回答しています（P34）。

検討課題

○経済的に厳しい状況にある世帯の保護者を孤立させないための取組み

○就労支援及び保育・子育て支援の充実

○離婚、養育費に関する専門的な相談窓口の充実

(3) 子どもの生活の支援

○相対的貧困世帯、ひとり親世帯では、朝食、歯磨きといった基本的な生活習慣の確立の面でやや課題があると考えられます。また、学習時間が短く、テレビの視聴やゲームの時間が長くなっていることも示されています（P83、84）。

○相対的貧困世帯では、保護者が子どもに関わる時間が十分に取れないため、家庭の教育力が低下していることが考えられます（P44、45）。

検討課題

○子どもの生活習慣の向上のための支援

○家庭の教育力の補完のための支援

(4) 学習・進学への支援

- 相対的貧困世帯、ひとり親世帯では、授業の理解度が低い子どもが多くなっています。
- 通塾等が十分にできないことが、授業の理解度が低い要因の一つと考えられます (P123)。
- 進学について、相対的貧困世帯、ひとり親世帯では、高等教育を希望することが少なくなっています。

検討課題

- 学校教育における家庭環境に左右されない学習保障の取組み
- 学校外での学習支援
- 給付型奨学金の拡充、既存の奨学金の利用支援

(5) 多様な体験、経験の場づくり

- 相対的貧困世帯、ひとり親世帯では、文化的な活動や体験が全体的に乏しくなっています。
- 保護者が子どものために必要と考える支援について、相対的貧困世帯では、経済的な支援のニーズが高く、多様な活動機会や職場体験の機会の提供のニーズはやや低くなっていますが、こうした活動機会の確保も、子どもにとっては重要な支援であることがうかがえます。
- 近年注目される子どもの居場所づくりに関する取組みについて、単なる食事の提供だけではなく、多様な体験の場や学習の場、地域における人間関係づくりの場として機能させることができれば、より効果の高い支援になると考えられます。

検討課題

- 子どもが、文化的な活動、学習、地域の世代間交流その他の多様な体験ができる居場所づくり
- 学校をプラットフォームとした地域における子どもを支援するネットワークの構築

(6) ひとり親世帯への支援

- 家庭における大人の人数が少なく、子どもとの関わりが乏しくなりがちであることや、家庭の教育力が十分に発揮できない環境になりがちであることが考えられます (P44、45)。
- 相対的貧困世帯かどうかにかかわらず、ひとり親世帯では保護者の子どもに対する進学期待が低く、子どもの授業の理解度も低い傾向にあります (P50)。

検討課題

- ひとり親世帯の自立のための経済的支援、就労支援、生活支援 など
- ひとり親世帯の子どもを対象とした学習・進学への支援

加古川市子どもの生活に関するアンケート調査結果報告書【概要版】 平成30年3月

加古川市こども部家庭支援課
〒675-8501 加古川市加古川町北在家 2000
電話：079-427-3073
メール：fuk_kodomo@city.kakogawa.lg.jp
